

排水基準適用表その1（瀬戸内海水域（上乘せ条例第5条に規定するものをいう。ただし、上乘せ条例第4条に規定する呉水域以外の水域をいう。））

項目	事業場の法・条例区分, 排水量 (m <sup>3</sup> /日) 及び業種等の区分	法							生活環境条例			基準値及び適用範囲		
		根 拠 法 令	平 均 50 以 上	平均 30 以上 50 未満				平均 30 未満		平 均 50 以 上	平均 30 以上 50 未満		平 均 30 未 満	
				最大 50 以上		最大 50 未満		最大 50 以 上	最大 50 未 満		C N ・ C r			そ の 他
				C N 等	そ の 他	C N 等	そ の 他							
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素、ふっ素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 生活環境条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	第1・2・3種水域：5.8～8.6，第4種水域：5.5～9.0	
生物化学的酸素要求量（BOD）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	湖沼・第4種水域には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乘せ条例	○	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	業種等により異なる。	
浮遊物質（SS）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—		
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	それぞれ 10 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	法・上乘せ条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種 8 mg/L，第3・4種 20 mg/L。鉱油類：5 mg/L	
クロム含有量	法・上乘せ条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全域 2 mg/L	
窒素・燐含有量	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定基準あり。下水道区域内は下水道水質基準による。	
その他生活環境項目	法・上乘せ・ 生活環境条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛 2 mg/L（業種により暫定基準あり。） 生活環境条例：亜鉛 5 mg/L。ふっ素は生活環境項目。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・燐含有量）	法	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	規制基準値（C値）は業種等により異なる。	

- ・法：水質汚濁防止法，上乘せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは，アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは，シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業，食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは，シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては，最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は，下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の5第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乘せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）

排水基準適用表その2（呉水域（上乗せ条例第4条に規定するものをいう。））

項目	事業場の法・条例区分，排水量 (m <sup>3</sup> /日) 及び業種等の区分	法				生活環境条例				基準値及び適用範囲	
		根 拠 法 令	平 均 50 以 上	平均30以上50 未満		平 均 30 未 満	平 均 50 以 上	平均30以上 50未満			平 均 30 未 満
				C N 等	そ の 他			C r ・	そ の 他		
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素，ふっ素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 生活環境条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	第1・2・3種水域：5.8～8.6，第4種水域：5.5～9.0	
生物化学的酸素要求量（BOD）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	湖沼・第4種水域には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	業種等により異なる。	
浮遊物質（SS）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種等により異なる。	
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	鉄鋼業・金属製品製造業に対しては上乗せあり。	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種水域8mg/L，第3・4種水域20mg/L。鉱油類：5mg/L	
クロム含有量	法・上乗せ	○	○	○	○	○	○	○	○	全域2mg/L	
窒素・磷含有量	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定基準あり。下水道区域内は下水道水質基準による。	
その他生活環境項目	法・上乗せ・ 生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛2mg/L（業種により暫定基準あり。） 生活環境条例：亜鉛5mg/L。ふっ素は生活環境項目。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・磷含有量）	法	○	—	—	—	—	—	—	—	規制基準値（C値）は業種等により異なる。	

- ・法：水質汚濁防止法，上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは，アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは，シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業，食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは，シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては，最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は，下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の5第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乗せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）

排水基準適用表その3（その1及びその2以外の水域（江の川水域））（第1・2種水域のみ）

項目	事業場の法・条例区分、排水量 (m <sup>3</sup> /日)及び業種等の区分	法				生活環境条例				基準値及び適用範囲	
		根 拠 規 定	平 均 50 以 上	平均30以上50 未満		平 均 30 未 満	平 均 50 以 上	平均30以上 50未満			平 均 30 未 満
				C N 等	そ の 他			C N ・ C r	そ の 他		
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素、ふっ素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	第1・2種水域：5.8～8.6	
生物学的酸素要求量（BOD）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	湖沼には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	湖沼のみ適用	
浮遊物質（SS）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—		
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	それぞれ10 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種水域8 mg/L、鉱油類：5 mg/L	
クロム含有量	法・上乘せ	○	○	○	○	○	○	○	○	全域2 mg/l	
窒素・燐含有量	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定排水基準あり。下水道区域内及び特定湖沼（P34参照）流入域のみ。	
その他生活環境項目	法・上乘せ・ 生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛2 mg/L（業種により暫定基準あり。） 条例：亜鉛5 mg/L。ふっ素は生活環境項目となる。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・燐含有量）	法	—	—	—	—	—	—	—	—		

- ・法：水質汚濁防止法，上乘せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは、シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは、シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては、最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は、下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の6第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乘せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）